

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095) 827 - 5882

第16号

2015年1月20日

文責 馬場 隆

14確定交渉第7回 (1/19)

夏季休暇や週休日の振替期間の拡大の回答はあったが 55歳昇給停止・来年度の給与水準引き下げ等の提案変えず

「教職員の賃金改善等を求める要求署名」 合計2399人分を背景に交渉

1月19日、高教組は今年度の確定交渉の第7回交渉を行いました。交渉の冒頭で高教組は、第5回以降の継続交渉に向けて県下の高校・障害児学校の各職場から集約した「教職員の賃金改善等を求める要求署名」の追加分(335筆)を松尾教職員課長に手渡しました。これによって署名の合計は、11月に提出した重点要求署名の2322筆を超え、2399筆に達しました。小田委員長は2つの署名を合わせて4700筆超えたという教職員の要求の重さを受け止めることを県教委に求めました。

夏季休暇を5日、10月まで取得可能に 振替期間は後16週までを念頭に調整

署名を受け取った県教委は、これまでの交渉での議論を踏まえて検討した結果として、以下の4点の新たな回答を行いました。

- ①夏季休暇を5日とし、業務の都合で6月から9月までの期間に取れない場合は、所属長の承認で10月までとれるようにしたい。
- ②教育職員の週休日の振り替え可能期間を拡大する方向で人事委員会と協議する(「後16週を念頭に置いている」と回答)。
- ③「給与制度の総合的見直し」の実施に係る経過措置として、来年度については、当初提案の3月31日時点の給与ではなく、2号給昇給した場合の額を保障する(16年度以降については来年度協議する)。
- ④主任主事発令の年齢目安を29歳とすることで人事委員会と協議する。

現給保障の改善にはなるが、給与水準引き下げの問題点を解消するものではない

前記の③は、当初提案での現給保障の金額を引き上げる回答です。しかし、来年度の給与水準の引き下げを前提としたものであり、民間賃金を調査する前に給与水準を引き下げるという問題を解消したり、カバーしたりするものではありません。高教組は、給与水準を維持するために、調整率を乗じたり、地域手当の支出の改善等をしている県がいくつもあることを指摘して、改善を工夫するのであれば、給与水準の引き下げにならないようにするための工夫をすべきだと主張しました。

この他、55歳昇給停止については、第5回交渉で回答のあった教員免許等を持たない実教や寄宿舍指導員の2級格付けの2歳前倒し以外の不利益緩和策は回答されず、特別支援学校の教育職の調整額の削減も今年4月から実施という提案内容を変えていません。

県教委は、この第7回交渉での回答を最終回答とするとしており、高教組は、これらの回答に対する対応を、今週中にも本部執行委員会で決定する予定です。ご意見のある方は、FAX等でご意見をお寄せください。FAX: 095-826-2976

<お詫びと訂正>

前号で、教員免許等を持たない実教や寄宿舍指導員の2級格付けの2歳前倒しに関する記述について、下記のような誤りがありました。誤った内容をお伝えしたことをお詫びするとともに、訂正いたします。

【誤】48歳(47歳で昇任試験)とする回答

【正】53歳(52歳で昇任試験)とする回答